

兵庫県動物愛護センター

非正規職員用ノートパソコン貸借 9 台

入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 仕様確認申込書
- ⑥ 仕様書等に関する質問書
- ⑦ 入札書
- ⑧ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑨ 委任状
- ⑩ 入札保証金免除申請書
- ⑪ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書
- ⑫ 契約書（案）
- ⑬ 誓約書

<担 当>

兵庫県動物愛護センター総務課 橋本

〒661-0047 尼崎市西昆陽4丁目1-1

電話（06）6432-4599

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県動物愛護センター所長 犬 伏 源 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札件名 兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）

2 確認書類 「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し

3 連絡先（担当者）

所 属：_____

電 話： _____

氏 名：_____

F A X： _____

メールアドレス：_____

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 5 月 12 日

契約担当者

兵庫県動物愛護センター所長 犬 伏 源

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）9 台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和10年 6 月30日まで

(4) 納入場所 兵庫県動物愛護センター及び各支所（別添仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100 分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110 分の100 に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒661-0047 尼崎市西昆陽 4 丁目 1 - 1

兵庫県動物愛護センター 担当 橋本

電話 (06) 6432-4599 FAX (06) 6434-2399

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）から同年 5 月 19 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和 7 年 5 月 27 日（火）午前 11 時

兵庫県動物愛護センター 愛護館多目的ホール（尼崎市西昆陽 4 丁目 1 - 1）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 5 時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札をしようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
令和7年5月12日（月）から同年5月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
 - イ 受付場所
上記3(1)に同じ
 - ウ 提出書類
 - (ア) 仕様確認申込書
 - (イ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
 - エ 提出方法 持参又はFAXにより提出すること。
 - オ 確認結果 令和7年5月22日（木）午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品について入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。
 - イ 国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との間の契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなる恐れがないと認められ、入札保証金免除申請書を提出するとき。
- (3) 契約保証金
契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送により行うこと。
 - イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名及び押印があること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、総金額を36箇月で割ることにより算出した月額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借） 9 台
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和 7 年 7 月 1 日から令和10年 6 月30日まで
- (5) 納入場所
兵庫県動物愛護センター及び各支所（別添仕様書のとおり）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 7 年 5 月19日（月）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、以下に記載する受付場所に持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査申請受付場所】

兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号）

電話番号(078)341-7711(内線4936) FAX(078)362-3928

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
〒661-0047 尼崎市西昆陽 4 丁目 1 - 1
兵庫県動物愛護センター 担当 橋本
電話 (06)6432-4599 FAX (06) 6434-2399
- (2) 提出期間
令和 7 年 5 月12日（月）から令和 7 年 5 月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 提出書類
ア 申込書を作成の上、上記(1)に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札は実施しない。
イ 前記 2 (1) の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。前記 2 (1) のただし書きに該当する者は、「物品関係入札参加

資格審査申請書受付票」(出納局物品管理課の受付印があるもの。)でもって代替とする。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年5月22日(木)までに文書(一般競争入札参加資格確認通知書)により通知する。

については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和7年5月12日(月)から同年5月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県動物愛護センター総務課(尼崎市西昆陽4丁目1-1)

電話番号(06)6432-4599 FAX(06)6434-2399

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

① 仕様確認申込書

② 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

① 仕様等に関する質問書

エ 提出方法

持参、郵送またはFAXにより提出すること。

(郵送の場合は、令和7年5月19日(月)午後4時必着。FAX送信の場合は上記イの連絡先へ電話連絡のうえ送信すること。)

オ 確認の結果

令和7年5月22日(木)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品について入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県動物愛護センター 総務課(尼崎市西昆陽4丁目1-1)

令和7年5月12日(月)から令和7年5月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月27日(火) 午前11時

(2) 場所 兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1-1 兵庫県動物愛護センター 愛護館多目的ホール

(3) 前記 3 (4) イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留又は簡易書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、次の方法によること(開札の日に立会いできない入札者で、あらかじめ入札書を持参する場合(以下「持参」という。)も同様とする)。

(1) 大型サイズの封筒を用いて必ず書留又は簡易書留扱いとし、以下のものを同封すること。

ア 氏名を表記した封筒で封印した入札書

なお、開札の日に立会いできない入札者で再度入札にも参加を希望するときは、「初度入札」と「再度入札」の入札書を作成し、それぞれ別封筒に封入し、氏名とともに必ず「初度入札」、「再度入札」の区別を記入すること。

イ 入札保証金を求める場合、下記10(1)の入札保証金を納入したことを証する書類又は入札保証保険証書

ウ 前記 3 (4) イの一般競争入札参加資格確認通知書の写し

(2) 上記(1)の書類が令和7年5月26日(月)午後5時までに前記 3 (1)の場所に必着のこと。

(3) 持参又は郵送等により入札書を提出した者のうち、提出した入札書が1通のみの場合は初度入札のみに参加希望とみなし、再度入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。

(4) 名簿に登載されていない者で前記 2 (1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和41年兵庫県告示第149号)」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点について留意すること。

ア 件名は、前記 1 (1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年5月26日(月)正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和7年5月27日(火)以前の任意の日を開始日とし、令和7年6月6日(金)以降の任意の日を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

イ 国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との間の契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなる恐れがないと認められ、入札保証金免除申請書を入札参加申込時に提出するとき。

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、開札日に立会できない入札者で郵送等により入札書を提出した者を除く、すべての入札者又はその代理人が立会っている場合にあつては直ちに、再入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年6月6日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は、総金額を36箇月で割ることにより算出した月額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。

イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を受けること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は、2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19 調達事務担当事務所

兵庫県動物愛護センター総務課
電話番号 06-6432-4599
所在地 〒661-0047 尼崎市西昆陽4丁目1-1

パソコン仕様書

【仕様】

No.	項 目	仕 様
1	形状	ノート型パソコン
2	数量	9 台
3	OS	Windows11Pro
4	CPU	第12世代 インテル Core i5 以上
5	ディスプレイ	15.6型ワイド
6	メインメモリ	8GB以上
7	SSD	256GB以上
8	光学ドライブ	DVDマルチドライブ
9	USBポート	USB×3つ以上
10	キーボード	日本語キーボード（JIS配列準拠）
11	電源供給方式	ACアダプタ
12	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応LANコネクタ×1
13	セキュリティチップ	TCG Ver2.0準拠（CPUに統合/TPM2.0準拠可）
14	ブラウザ	Microsoft Edge
15	再セットアップ用媒体	プリインストールOS再セットアップ用媒体を1式添付すること

ソフトウェア

1	Officeソフト	県が一括調達したライセンスを設定すること ※1
2	ウイルス対策ソフト	ZEROウイルスセキュリティ（法人・官公庁・教育機関向け）※2

※1 ライセンスの導入については落札決定後別途案内する

※2 インストールしたソフトのライセンス番号、有効期限を報告すること

保守

1	ハードウェア	契約期間中の保守を行うこと
2	リカバリ保守	ストレージの障害など再セットアップが必要になった場合は、納入時の状態まで復旧すること

【契約期間】

令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和10年 6 月30日（3年間）

【納入場所】

名 称	所 在 地	台 数
動物愛護センター 本所	尼崎市西昆陽4丁目1-1	1 台
動物愛護センター 三木支所	三木市志染町窟屋1242-48	2 台
動物愛護センター 龍野支所	たつの市龍野町富永1311-3 龍野庁舎内	2 台
動物愛護センター 但馬支所	養父市堀畑587	2 台
動物愛護センター 淡路支所	淡路市塩田新島5-3	2 台

【その他】

搬出入、接続、調整に係る経費は賃借料に含めること

ハードウェアのセットアップ、上記のソフトウェアのインストール費用を含めること

県庁WANへの接続、コンピュータ名・IPアドレス等の初期設定に係る経費も賃借料に含めること

契約会社名、サポート時の連絡先、賃貸借期間についてシール等でパソコン本体に貼付すること

仕様確認申込書

会社名	
担当者名	
電話	
MAIL	
F A X	

案件名	兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）
-----	-------------------------------

本体	
モデル名・メーカー	
形状	
数量	
O S	
C P U	
ディスプレイ	
メインメモリ	
S S D	
光学ドライブ	
U S Bポート	
キーボード	
電源供給方式	
L A N	
セキュリティチップ	
ブラウザ	
再セットアップ用媒体	
ソフトウェア	
ウイルス対策ソフト	
Officeソフト	
その他設置作業・保守等	

※所定の事項について記載のうえ、《入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内》までに提出してください。

メーカー、規格、性能等がわかるカタログ等を添付の上、提出してください。

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

メールアドレス

案件名	兵庫県動物愛護センター非正規職員ノートパソコン(賃貸借)
-----	------------------------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

物 品 入 札 書

件 名 兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）

納 入 場 所 仕様書のとおり

入 札 金 額 円
(消費税及び地方消費税別)

上記の物品については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及び
その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県動物愛護センター

所 長 犬 伏 源 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(代 理 人 氏 名

㊞)

なお、

当 社

課税事業者

は消費税に係る

であることを届け出ます。

私

免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

物 品 入 札 書（再入札）

件 名 兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）

納 入 場 所 仕様書のとおり

入 札 金 額 円 _____
(消費税及び地方消費税別)

上記の物品については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及び
その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県動物愛護センター

所 長 犬 伏 源 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(代 理 人 氏 名

㊞)

なお、

当 社

課税事業者

は消費税に係る

であることを届け出ます。

私

免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

<再度入札が不調の場合に使用>

物 品 見 積 書

件 名 兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）

納 入 場 所 仕様書のとおり

見 積 金 額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

上記の物品については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及び
その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積ります。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県動物愛護センター
所 長 犬 伏 源 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(代 理 人 氏 名

㊞)

なお、

当 社

課税事業者

は消費税に係る

であることを届け出ます。

私

免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、下記の
権限を委任します。

記

兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）の入札
及び見積に関する一切の権限

受 任 者	
使 用 印 鑑	

令和 年 月 日

契約担当者 兵庫県動物愛護センター
所 長 犬 伏 源 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

入札保証金免除申請書

令和 年 月 日

兵庫県動物愛護センター所長 犬 伏 源 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記 1 の入札に関し、下記 2 のとおり兵庫県財務規則第 84 条第 1 項第 3 号に該当しますので、入札保証金の納付を免除されるよう申請します。

記

1 件名 兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）

2 過去 2 年間の契約の状況

契約の相手方	契約件名	契約金額	契約年月日	履行年月日

＊ この申請書には、過去 2 年間に履行したもののみ記載してください。
当該実績を確認できる資料（契約書の写し等）を添付して、一般競争入札への参加申込時に提出してください。

様式第 1 号（第 7 条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

年 月 日

兵庫県動物愛護センター所長 様

所 在 地

商 号

代 表 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

（申告は本社代表者名で行ってください。）

案件名：兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

- 1 県内に有する事業所等の名称 _____
- 2 県内に有する事業所等の所在地 _____
- 3 県内に有する事業所等の代表者 _____

※ 留意事項

- 1 この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。
- 2 この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

賃 貸 借 契 約 書 (案)

兵庫県動物愛護センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、ノートパソコン（以下「物件」という。）の賃貸借について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（対象物件及び設置場所）

第1条 甲は、乙から別表の物件を賃借し、乙は、甲に当該物件を賃貸する。

2 物件及び設置場所は、別表記載のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

ただし、乙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料は、日割計算により算出するものとする。

（賃貸借料の請求）

第4条 乙は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条 甲は、前条の規定により乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 円とする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この契約の履行に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（使用及び管理）

第10条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用及び管理するものとする。

（物件の維持及び費用）

第11条 乙は、甲から故障の通知があったときは、遅滞なく乙の責任において、物件が良好な状態で稼働できるよう修理するものとし、それに要する費用は乙の負担とする。ただし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理又は交換が必要になったときは、この限りでない。

（所有者の表示）

第12条 乙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。

（保険）

第13条 乙は、物件につき乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第14条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料金×契約月数）につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は乙が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。

(搬入・搬出料金)

第16条 物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙の負担とする。

(甲の通知義務)

第17条 甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

2 甲は、物件について盗難、滅失、損傷等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

(物件の返還)

第18条 甲は、契約期間が満了したときは、設置場所において物件を乙に返還するものとする。

2 前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた物件の消耗並びに物件の経年劣化を除く。）があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 乙は、返還された物件に保存されているデータが漏洩しないよう、甲の指示により米国国防省規格に準じデータの消去を行うものとする。なお、消去にかかる費用が発生する場合は、甲の負担とする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他使用人が検査を妨げたとき。

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第19条の3 甲は第19条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 第2項及び第3項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

6 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額。

(2) 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額の10分の1に相当する額。

(暴力団等の排除)

第20条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第21条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第22条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第23条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第24条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超

過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(調査への協力)

第25条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(その他)

第26条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7年 7月 1日

甲 尼崎市西昆陽4丁目1番1号

兵庫県動物愛護センター

所 長 犬 伏 源

⑨

乙 住 所

会 社 名

代表者名

⑨

(別 表)

1 物 件

品名	メーカー・型式	数量

契約期間中の保守を含む

2 設置場所

名称	所在地	数量
動物愛護センター 本所	尼崎市西昆陽4丁目1-1	1台
動物愛護センター 三木支所	三木市志染町窟屋1242-48	2台
動物愛護センター 龍野支所	たつの市龍野町富永1311-3 龍野庁舎内	2台
動物愛護センター 但馬支所	養父市堀畑587	2台
動物愛護センター 淡路支所	淡路市塩田新島5-3	2台

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 7年 7月 1日

兵庫県動物愛護センター 所長 様

住 所
会 社 名
代表者名
電 話
メールアドレス

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の管理棟内事務室において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- (資料等の返還等)
- 第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (立入調査)
- 第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。
- (遵守状況の報告)
- 第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。
- (事故発生時における報告)
- 第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- (契約の解除)
- 第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
- (損害賠償)
- 第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況

の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン賃貸借契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県動物愛護センター所長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電 子 メ ー ル

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）